

第39次宮城県社会教育委員 兼 第14次宮城県生涯学習審議会委員の公募について

1 趣 旨

社会教育法及び社会教育委員条例等により設置された「宮城県社会教育委員の会議」は、社会教育に関する諸計画を立案するなど、宮城県における社会教育の積極的な推進について意見を述べる機関です。

また、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び生涯学習審議会条例により設置された「宮城県生涯学習審議会」は、生涯学習に資するための施策の推進に関して調査審議等を行う機関です。

いずれの機関も、社会教育や生涯学習を推進する重要な役割を果たしており、本県では、求める資質が類似していることから、両機関の委員を兼務いただいています。

任期満了に伴う委員改正に当たり、「宮城県社会教育委員の会議」及び「宮城県生涯学習審議会」の審議に、県民の意見を反映させることを目的として委員の公募を実施するものです。

2 募集人数

1名

3 任期

令和8年5月1日（金）から令和10年4月30日（日）まで（2年間）

4 募集期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで

5 応募資格

次のいずれにも該当する方。ただし、国、地方公共団体の常勤職員を除きます。

- (1) 生涯学習・社会教育について関心のある方
- (2) 宮城県内に居住又は通勤・通学している方
- (3) 年齢が満18歳以上（令和8年4月1日現在）の方
- (4) 宮城県行政庁舎等で行う会議及び調査（年4回程度）に出席できる方

6 応募方法

各市町村教育委員会又は教育庁生涯学習課に備付けの応募用紙（生涯学習課のホームページからもダウンロードできます。）に必要事項を記入し、小論文（テーマ「これからの中の宮城の社会教育について私の思うこと」、形式自由、1,200字程度）を添付して、次の点に御注意の上、令和8年1月30日（金）（必着）までに、教育庁生涯学習課に直接持参するか、郵送又は電子メールにより御提出願います。

- (1) 直接持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までにお持ちください。
- (2) 郵送の場合は、令和8年1月30日（金）午後5時まで必着でお願いします。ファクシミリによる提出は、受付できません。
- (3) 応募書類については返却できませんので、あらかじめ御了承願います。

（裏面につづく）

(つづき)

7 選考方法

- (1) 第1次審査 (論文審査)
- (2) 第2次審査 (面接)

8 選考結果

1次選考結果は、令和8年2月中旬、2次選考(面接)結果は3月下旬までに通知します。

9 報酬等

委員には、宮城県条例の規定により報酬及び交通費相当額が支給されます。

10 お問合せ先及び応募書類の提出先

宮城県教育庁生涯学習課生涯学習企画振興班

〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL: 022-211-3653

Eメールアドレス: syogaks@pref.miyagi.lg.jp